

テレビ山梨放送基準

- 「テレビ山梨」は、電波が国民のものであるとの原則にもとづき、県民のために、県民とともにある放送をモットーとし、その機能をあげて社会秩序の維持、文化の向上と公共の福祉の増進ならびに産業、経済の発展に寄与する。
- 「テレビ山梨」は、放送の公共性を深く認識して、世論を尊び言論の自由と公正を貫き、広告、宣伝は真実を守って社会的効用を高めることにより、県民の期待と信頼にこたえる。
- 「テレビ山梨」は、放送番組の編成権を確保し、品位を重んじ放送の権威と信用を高めるため、視聴者と番組提供者の理解と協力のもとに、下記の基準を守る。

1. 放送番組は、報道、教養、スポーツ、娯楽、広告など各分野にわたり相互の間の調和をはかる。
2. テレビ山梨番組審議会の意見を尊重し、放送番組の適正をはかる。
3. 政治、経済、社会上の諸問題は、公正を守り、意見が対立しているときは、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする。意見はその出所を明示する。
4. 報道番組は、電波の特性を生かして速報性を発揮するとともに全ての干渉を排して、事実を客観的かつ正確、公正に取り扱う。ニュースと意見は区別して扱う。
5. 教養番組は、視聴者の一般的教養を高め、社会問題の判断と実生活に役立つよう努める。
6. 児童番組は、児童の心理に与える影響を考慮して、健全な常識と豊かな情操を養うよう努め、心理的に悪い影響を与えるおそれのあるものは取り扱わない。
7. 娯楽番組は、視聴者に健全な楽しみを提供して、勤労の疲れをいやし、明日への活力を養い、生活内容を豊かにするよう努める。
8. 広告に関する放送は、広告、宣伝の媒体としての効果を上げるとともに県民生活の向上、産業、経済の発展に寄与するものとする。
9. 広告は、すべて真実を伝え、関係法令に従って、視聴者に対し責任を負うものとする。
10. 訂正および取り消しの放送は、真実の確認にもとづいて速やかに行う。

このほか、放送にあたって守るべき基準の細目は、「日本民間放送連盟放送基準」による。

昭和 45 年 4 月 1 日規定

昭和 45 年 4 月 28 日改正

昭和 50 年 3 月 20 日改正

平成 16 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 11 月 1 日改正

平成 28 年 2 月 15 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正